

## パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より 寄せられたご意見に対する検討主体の考え方

本資料は、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見等について、類似意見をとりまとめ、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、検討主体の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

平成28年7月

国土交通省関東地方整備局  
独立行政法人水資源機構



章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2.1 流域の地形・地質・土地利用等の状況	1	<b>人口の推移について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口実績については最近の国勢調査速報値を踏まえて検証すべきだ。利水に関する4県の合計人口は、2015年国勢調査速報値の方が2010年の調査結果よりも減少している。「緩やかな増加傾向にある」という認識は、利水参画をしていない東京都を含んでいること、国勢調査速報値を踏まえていないこと、今後の人口の見通しを欠いていることが不适当である。</li> </ul>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、思川開発事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と、必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</p> <p>・なお、報告書(素案)P2-14の人口の推移については、流域及び河川の概要の一つとして国勢調査の確定値を基に人口の推移を記載したものであり、ここに記載した1都5県の人口の推移を用いて本検証における各利水参画者の水需要の確認を実施しているものではありません。</p>
2.2 治水と利水の歴史	2	<b>渇水について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近20年間、利根川流域で30%の取水制限が起きていないことの意味を検証すべきである。取水制限率10%は社会生活に影響がなくダム建設の理由にならない。</li> </ul>	<p>・河川の流量が減少し、河川からの取水を平常通り継続するとダムの貯水量が枯渇すると想定される場合等に取水制限を行います。取水制限率、取水制限日数等により、生活に及ぼす影響の程度は異なりますが、取水制限が頻発(利根川で最近20年間で6回取水制限実施)する状況は、安定的な水の利用ができていない状況にあると考えております。</p>
	3	<b>渡良瀬川と思川の渇水について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡良瀬川の渇水の状況は思川開発事業と関係のない話であり、印象操作である。この記述を削除すべきである。</li> </ul>	<p>・思川は渡良瀬川の支川で、平成8年は思川・渡良瀬川ともに渇水が発生している状況であり、水利用の関係性もあるため併記しております。</p>
2.3 河川の現状と課題	4	<b>暫定水利権について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発の暫定水利権は取水に支障をきたすことはほとんどなく、安定水利権と変わらないのであるから、水利権許可制度の改善で暫定の解消が可能である。</li> </ul>	<p>・河川管理者は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用等に支障を与えることがなく、水源が安定的に確保され取水が行えるものであること等の審査を経て、水利権許可の判断を行っております。</p> <p>・ただし、水需要が増大し、緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、水源が安定的に確保されていなくても、例えば、豊水時ののみの取水、必要な水源確保のための措置を講じること等、必要な条件の下に暫定的に水利権を許可するものを暫定水利権と呼称しております。</p> <p>・このように、暫定水利権は、豊水条件等のもと、毎年度審査を行った上で許可がなされているものであり、水源確保の措置がない限り解消できるものではありません。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2.4 現行の治水計画	5	<b>利根川水系河川整備基本方針、治水計画について</b>  ・現行の利根川の治水計画は洪水調節施設による調節流量を5,500m <sup>3</sup> /s(八斗島地点)とするが、この目標を達成するにはハッ場ダムのほかにダムを十数基建設する必要があると思われ、達成は永遠に不可能であるため破綻している。乙女地点の基本高水流量を4,000m <sup>3</sup> /s、計画高水流量を3,700m <sup>3</sup> /sとするための洪水調節施設として、思川上流ダム群(南摩ダム、遠ノ木ダムと中ノ畠ダム)を想定したが、遠ノ木ダムと中ノ畠ダムの建設計画は存在しないとのことであり、治水計画は破綻している。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。思川開発事業の検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。  ・なお、利根川・江戸川河川整備計画(平成25年5月策定(平成28年2月変更))は、計画対象期間を概ね30年としており、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、河川整備計画の整備目標を達成した以降も、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行うこととしております。
	6	<b>思川等の河川整備について</b>  ・平成27年9月の水害については、栃木市はまだ原因と対策が明らかになっていないが、既存の川の治水対策をしっかりとやるべき。  ・第一思川橋梁付近では、2015年3月現在、河道の現況断面で見る河床は計画標準断面で見る河床よりも高くなっている、「河道掘削等を実施中」との記述は妥当ではない。	・思川開発事業の検証期間中においても、検証の結論に対し手戻りのない範囲で、思川の河川整備は栃木市区間の築堤を含めて、栃木県によって着実に進められております。  ・第一思川橋梁付近(両毛線上流)は、栃木県が平成21年度までに河道掘削を完了、また近年、網戸大橋下流において栃木県による河道掘削が実施される等、現計画上必要な思川の治水対策は各所で実施されております。
2.5 現行の利水計画	7	<b>水資源開発基本計画について</b>  ・「都市人口の増加」、「産業の開発又は発展」が見込めず、緊急性がないのに水資源開発促進法を適用することは違法である。「利用の合理化の促進」がなされていないのは法律の恣意的な運用であり、適正に運用すれば水資源の開発は不要である。	・水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)第三条第一項の規定に基づき指定されている利根川水系から用水の供給を受ける地域について、水道用水、工業用水及び農業用水の安定的な供給を図ることは、緊急かつ重要な課題であると考えております。また、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(フルプラン)は、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、必要に応じて見直されております。  ・思川開発事業は、このフルプラン(平成20年7月14日 全部変更(平成28年1月22日一部変更))に「供給の目標を達成するために整備する施設」として記載されております。  ・なお、検証においては、新規利水対策案の検討において、ダム使用権等の振替や既得水利権の合理化・転用についても対応が可能か確認しております。
	8	<b>水資源開発基本計画における安定供給可能量について</b>  ・「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(平成28年1月一部変更)では、近年の降雨状況等による流況の変化により、水資源開発施設等による安定供給能力が低下していることが示されている。」と書かれているが、国土交通省がダム建設を継続したいための作為であり、2/20渴水時安定供給能力低下論はダム建設を続けるための道具だ。2/20渴水時の供給可能量は水需給計画の妥当性を判断する基準にならないことから、ダム検証に際して考慮要素にしてはならない。	・ご意見の「安定供給能力低下論」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(フルプラン)では、水の需要に対して、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能とすることを供給の目標としており、施設整備により供給が可能と見込まれる水量について、近年の20年に2番目の規模の渴水時における流況を基にした水量及び計画当時の流況を基にした水量が示されています。  ・なお、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に関する詳細は、国土審議会水資源開発分科会及び利根川・荒川部会の資料に掲載されており、国土交通省ホームページ内で公表しております。 水資源開発分科会: <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_mizushigen01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s102_mizushigen01.html</a> 利根川・荒川部会: <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tonegawa01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tonegawa01.html</a>
	9	<b>低水管理について</b>  ・統合運用による低水管理、渴水対策等を実施していく上では、栗橋地点上流のダム運用だけでなく、鬼怒川系や霞ヶ浦系の水資源もあわせ、利根川河口堰の湛水域や北千葉導水路等も有効に活用し、より広域な統合管理に目を向けていく必要がある。	・いただいた貴重なご意見は今後の低水管理等の参考とさせていただきます。

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3.1 思川開発事業 の目的等	10	<p><b>ダム計画について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1991年8月20日洪水の推定流量90m<sup>3</sup>/sは誤りで、また、2015年9月洪水も1/100程度の規模の降雨あったと考えられ、ダム予定地の直近のHQ式から最大流量76m<sup>3</sup>/sとすれば、計画高水流量 130m<sup>3</sup>/sは過大である。</li> <li>・国土交通省は、南摩ダム予定地における流量の確率を計算するに当たり、SLSC0.03以下の中のものがあるにもかかわらず、最初から0.04以下の数値で判断している。</li> <li>・南摩ダムの相当雨量(洪水調節容量を流域面積で除した数値)は403mmであり、他の利根川水系のダムと比較して突出して大きく、南摩ダム治水容量は過大に設計されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。思川開発事業の検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水ピーク流量は用いておりません。</li> <li>・なお、南摩ダム地点の計画高水流量130m<sup>3</sup>/sは、单一洪水の実績流量ではなく、1/100の確率の計算流量であり、また、治水容量もこの計画高水流量のうち125m<sup>3</sup>/sを調節するために必要な5,000千m<sup>3</sup>としております。</li> <li>・SLSC(0.04以下)については、各種確率分布モデルの適合度を判定する一つの指標として用いられているものであり、過年度に南摩ダム地点の計画高水流量130m<sup>3</sup>/sの妥当性を流量確率によって確認した際にこの指標を用いたものになります。</li> </ul>
	11	<p><b>洪水調節について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思川でもダムが出来れば洪水時に少しでも水位を下げることが期待され、堤防整備等と合わせて、小山市を流れる思川がより安全な川に近づくものと思います。</li> <li>・流域面積の小さい小川のような南摩川にダムを造っても治水効果は全く期待できない。基本高水流量の約1.6%のピークカットは意味がない。</li> <li>・思川最下流の渡良瀬遊水地の治水機能を作用させれば、南摩ダムの治水効果はゼロに等しい。その下流に治水負担させる(する)国や都県は誰のための治水政策を行っているのか。当初構想の治水効果は思川までのはずであった。</li> <li>・南摩ダムは大芦川、黒川からの導水でやつとなりたつダムだ。それに治水目的を持たせること自体ナンセンスではないか。</li> <li>・治水の効果は決して大きくなれないかもしないが、H27年9月関東・東北豪雨のようなH. W. L大幅超過が発生した際に、少しでも流量が減り水位が下げる効果は越水防止に対して有用である。</li> <li>・平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の局所的な豪雨の増加、気候変動等を考慮しても、治水対策は必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南摩ダムは、ダム建設地点における計画高水流量130m<sup>3</sup>/sのうち125m<sup>3</sup>/sの洪水調節をすることによって、南摩川から思川への洪水の合流量を減少させる治水上の機能を直接的に有するとともに、思川を経由し渡良瀬遊水地へ流入する洪水流量を低減させる効果を有しております。</li> <li>・渡良瀬遊水地に流入する思川等では、南摩ダム等の洪水調節施設により洪水流量を計画高水流量以下に低減する計画としております。また、渡良瀬遊水地の洪水調節機能により、渡良瀬川から利根川への合流量が、利根川本川の計画高水流量に影響を与えない計画としております。</li> <li>・すなわち、ダム等の洪水調節施設と渡良瀬遊水地により利根川への合流量を洪水調節するものであり、南摩ダムはその一翼を担う洪水調節施設となっております。</li> <li>・なお、思川開発事業(南摩ダム)は、ダム検証中であり、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3.1 思川開発事業 の目的等	12	<p><b>ダムからの供給について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南摩川は流量がわずかなため、大芦川と黒川から導水することになりますが、ダムの貯水量は度々底をつく。</li> <li>・利水者の要望に基づき、早急に思川開発事業を完成させ、新規利水が供給する地域の方々の水利用の安定を図る必要がある。</li> <li>・南摩ダムで渇水が絶無になるわけではないであろう。「渇水」が頻繁にあることを強調するなら南摩ダムによって発生頻度がどれほど軽減されるのかを検証すべき。南摩ダムで殊更利水安全度が増すわけではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川では、概ね3年に1回の割合で取水制限が行われる渇水に見舞われており、過去の渇水時には、流量が減少したことによる河川環境の悪化等の影響も生じております。</li> <li>・南摩ダムは大芦川と黒川からの導水を含めて、下流の流況に余裕がある時には貯留をし、下流の水量が不足する時にはダムから放流することにより有効に機能し、現在よりも安定的な水の利用が可能となります。また、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行い、渇水被害の軽減を図ることとしております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>
	13	<p><b>流水の正常な機能の維持について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の正常な機能の維持が南摩ダムの主目的となっている異常さを検証すべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・思川開発事業の目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)、水道用水の補給であり、いずれも重要と考えております。</li> </ul>
	14	<p><b>流水の正常な機能の維持及び異常渇水時の緊急水の補給について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流水の正常な機能の維持」「異常渇水時の緊急水の補給」はいずれも緊急的な必要性ではなく、ダムの規模を大きくするための增量剤である。</li> <li>・流水の正常な機能の維持が達成される事により、初めて川の本来の姿が保たれる。水利用(取水等)により搾取された河川本来の姿を回復させ、また、利根川水系では、渇水が頻発しており、水循環基本計画や今後の水資源政策のあり方(答申)等でも危機的な渇水への対策が求められているが異常渇水時の緊急水の補給の施設が未整備であり、早急に思川開発事業を完成させ、準備しておく必要がある。</li> <li>・思川流域の河川流量が安定的に確保するよう計画された当該事業は、下流に位置する利根川での流量の安定にも寄与することとなり、流域全体における魚類の生息環境にとってより良い方向になることを期待。</li> <li>・南摩ダムに異常渇水対策の容量が確保されることは、河川の環境面から考えても非常に有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川では、概ね3年に1回の割合で取水制限が行われる渇水に見舞われており、過去の渇水時には、流量が減少したことによる河川環境の悪化等の影響も生じております。</li> <li>・南摩ダムは、大芦川と黒川からの導水を含めて、下流の流況に余裕がある時には貯留をし、下流の水量が不足する時にはダムから放流することにより有効に機能し、現在よりも安定的な水の利用が可能となります。また、利根川水系の異常渇水時に緊急水の補給を行い、渇水被害の軽減を図ることとしております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3.1 思川開発事業 の目的等	15	<b>異常渇水時の緊急水の補給の役割及び運用について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水対策容量の必要性がわからない。まずは、異常渇水の定義を示したうえで、異常渇水の過去における発生状況および将来における発生の可能性を示すべき。そして、渇水対策容量10,000千m<sup>3</sup>の根拠と費用対効果を含めた必要性を示すべき。</li> <li>・利水参画者ごとの水需給状況についての記載はあるが、利根川全体として渇水リスクがどの程度減るのかについても示されると良い。</li> <li>・異常渇水時の緊急水の補給の内容は未定であり、受益と費用負担の関係をあいまいにしたまま事業を進めることは許されない。</li> <li>・渇水対策容量が流水の正常な機能の維持のみに使われ、水道用水に使われないことを明記すべきである。</li> </ul>	<p>・思川開発事業において、異常渇水とは、渇水時に利根川流域に位置するダムの貯水量が枯渇することが想定されるような渇水のことを意味しております。</p> <p>・異常渇水時の緊急水の補給は、異常渇水時において渇水被害の軽減を図るものであり、南摩ダムに貯留可能な容量を踏まえ、10,000千m<sup>3</sup>としております。</p> <p>・流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)のための容量に関する費用負担は、目的に応じて適切に定めており、費用対効果分析については、報告書(素案)P5-3にてお示しております。</p>
	16	<b>黒川及び大芦川導水について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒川と大芦川から南摩ダムへ導水されれば、両河川の農業用水が不足し、井戸水の水位低下が懸念されるが、そのことが検証の対象となっていないことは不适当である。鹿沼市にとって自殺行為になることを検証すべき。</li> </ul>	<p>・大芦川及び黒川からの取水は、河川の平水位以上の時に限り導水する等、下流の水利用等に影響を与えない範囲で行うことから、地下水利用への影響は小さいと考えております。</p>
3.2 思川開発事業 の経緯	17	<b>思川開発事業における環境保全の取組みについて</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全地への移植等を実施した結果を記載すべきである。ほとんど活着していないものを「成功」と評価する等の問題がある。</li> <li>・南摩ダム予定地周辺は、クマタカ、ハヤブサ、サンショクイ等の絶滅危惧種が生息する生物多様性に富んだ里山の環境の地域である。このような地域の環境を一変するダム建設事業は、環境保全の見地からも許されない。</li> <li>・環境面では、ダム上流の流域が小さいため他のダムで指摘されているようなダム下流での粗粒化等の問題は局所的なものと思われるが、個々の課題については適切に対応していただきたい。</li> <li>・環境への影響や効果について、より理解を深めて頂くためには、モニタリングを適切に行い、その開示が重要。この積み重ねが、コスト評価の導入にも活かせる。</li> <li>・同一水系内とはいえ、導水事業は生物移入に関する事前には予測できない問題を引き起こすリスクがある。</li> <li>・事前の調査や対策の検討がなされていることは理解しているが、事業を実施する際にも環境には十分配慮しながら進めてほしい。</li> <li>・事業で改変する部分については環境対策をしっかり行ってほしい。</li> </ul>	<p>・保全地への移植については、動植物の専門家から構成される「思川開発事業生態系保全委員会」に対して、貴重種について移植後に確認された個体数を報告し、その結果「移植の成果と保全対策の継続について了解」(平成26年3月20日)のご意見を頂いております。</p> <p>・なお、ご意見を踏まえ、移植等の実施状況を報告書へ追記いたします。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で実施する。(略)1)安全度 (略)2)コスト (略)3)実現性 (略)4)持続性 (略)5)柔軟性 (略)6)地域社会への影響 (略)7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしております。</p> <p>・ご指摘のありました環境に対する影響については、対策案の評価として、7)環境への影響において、「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」等について評価をしております。</p> <p>・検証の結論に沿っていざれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮へ努めてまいります。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3.2 思川開発事業 の経緯	17	<p>・思川から利根川本川に合流するトータルの流量が変わらないのだから、利根川本川下流の水産資源に影響は生じないものと思われる。</p> <p>・ダム湖が出来ることによる生息域の喪失や水位上昇に伴う棲息環境の変化が及ぼす影響評価については、すでに実施・環境保全対策が作成されていることと思う。それを前提とするなら、今後、定期的・定点的なモニタリング調査等により対策の検証・監視が必要となる。また、導水による外来種の移入や生物分布状況の攪乱は想定しにくい。</p> <p>・これまでの環境保全の取組を継続し、生態系及び、自然環境の保全に配慮しながら事業を進められたい。</p> <p>・希少動植物の保護や生物多様性の保全のために、適切な対応を実施していくことが必要である。</p> <p>・ダム案により事業が継続される場合には、鳥類は一定の影響を受けることを踏まえ、今後の調査方法等について検討していく必要がある。</p> <p>・流域面積が小さく問題は生じないと思われるが、ダム完成後の下流への土砂還元について考えておくべき。自然環境を生かして、親水空間として利用することも有効。南摩ダムが造成した湿地に希少種の水生昆虫が定着しているようで好ましい。多自然や生物多様性に配慮しながら事業を進めていくことが必要。自然環境や生態系を豊かにできるよう取り組んでもらいたい。</p> <p>・南摩ダムのダム湖に外来魚が移入されると、ダム湖から黒川・大芦川への補給の際、外来魚が支川に拡散することが懸念される。ダム湖への外来魚の移入を防止する対策が重要。ダム湖の利用に当たってはダム建設前の自然環境、生態系を維持する利用ルールを策定し、適切な利用と環境保全策に努める必要がある。</p> <p>・ダムをどう運用し、ダム湖を含めてどう活用していくのか、完成した後の対応が重要であり、完成した後にどのような生き物が棲みつくのか等、完成後の姿を今からでも検討しておいた方が良いと思う。</p> <p>・本ダムの場合、事業実施にあたり保全措置もとられることから、その意味では、影響の比較的小ないダムである。完成後、次世代型のダム開発として、出来上がる自然環境を出来る限り乱さない計画、また、そうした方向で地域振興に役立てることが可能であり、それを考えることが重要である。</p>	

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.1 検証対象ダム 事業費等の点検	18	<b>堆砂計画について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>現計画1,000千m<sup>3</sup>が過大な計画になっている。</li> </ul>	<p>・当初ダム計画では、堆砂実績のある近傍ダムの実績堆砂量から得られる比堆砂量の平均値をもとに、直接流域からの流入土砂量を推定することにより堆砂容量を設定しております。</p> <p>・今回の堆砂容量の点検にあたっては、近傍類似ダム（草木ダム、桐生川ダム、松田川ダム）を選定しております。各ダムの実績比堆砂量からそれぞれの比流砂量を求め、起伏度や雨量等のさまざまな影響因子を説明変数として回帰分析を行い、この関係に南摩川、黒川、大芦川の特性を当てはめて各河川の比流砂量の平均値を算出しました。この値を用いて直接流域及び導水元の間接流域からの流入土砂量を算出し、これらを合計して堆砂容量の推定をしております。</p> <p>堆砂容量の点検結果は、732千m<sup>3</sup>程度であり、点検結果が現計画を上回っていないことを確認したものであることから、妥当であると考えております。</p> <p>・なお、当初計画の堆砂容量の考え方について補足の説明を報告書へ追記いたします。</p>
	19	<b>データ点検について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2015年9月水害が南摩ダムで本当に防げたのかどうかを検証し、その結果を分かりやすく説明するべきであり、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目は、「過去の洪水実績」について「詳細に点検を行う。」ことを求めているのであるから、2015年9月洪水の被害を南摩ダムでどれだけ軽減できるか、雨量確率、流量確率及びダムによる流量と水位の低減効果を公表、検証をすべきだ。</li> <li>南摩ダムがあれば、2015年9月水害は防げたのかどうかを検証すべきだ。</li> </ul>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「(前略)過去の洪水実績等計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されており、思川開発事業の検証においても、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・今回の検証にあたっては、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を前提として検証を進めており、同様の対象期間の思川流域の代表的な洪水の雨量データ及び流量データについて点検を実施し、その結果について、下記にて公表しております。</p> <p><a href="http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/omoigawa.html">http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/omoigawa.html</a></p> <p>・なお、平成27年9月洪水の雨量・流量データについては、本検証の点検対象ではありませんが、今後、データを整理・点検の上、河川管理等に活用していく予定にしております。</p>
4.3 新規利水の観点からの検討	20	<b>水需要予測について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利根川流域の水道水の需要は1990年代から減り続けている。節水型機器の普及等により、一人当たりの給水量が減っているからである。将来は流域全体の人口も減少するので、水道用水がさらに減っていくことは確実である。</li> <li>人口の減少とともに水需要は減っている。</li> <li>素案に記載された各参画団体の水道計画は、人口ビジョンと整合するよう策定し直すべきである。</li> <li>利水参画自治体では給水人口の増加、地下水の過剰取水による地盤沈下等を抑制する必要があり、早期の新規利水確保が望まれる。</li> <li>将来の水需要の予測、点検においては、各利水者における、一人一日当たりの水使用量(生活用水原単位)及び人口の変化、予測についても、その妥当性を確認したかをあわせて示す必要がある。</li> </ul>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、思川開発事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</p> <p>・この結果、各利水参画者の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ている又は、事業認可の取得に向けて確実に取り組んでいくこと、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</p> <p>・なお、各利水参画者において、節水機器の普及による節水効果の反映された実績値を用いた必要量の推計が行われていることを確認しております。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	21	<p><b>栃木県の水需要予測について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県の計画は南摩ダムを建設するための水需要を無理やり作りだすもので、このような計画を国土交通省は認めるべきでない。栃木県は具体的な新規需要がないので、ダム建設に参画できない。</li> <li>・栃木県南地域は過去に水不足が問題となったことはなく、年々、人口の減少もあり、水需要は低下する一方で、節水設備や節水意識の向上も考えると、現在の地下水で充分。</li> <li>・栃木県が推計した需要量は、受水する水道事業ごとに算出しておらず水道施設設計指針に沿っていない。栃木市長や下野市長はダムの水を買うとは限らないと言っているので、開発された水が使われることの確実性は全く明らかでない。栃木県が開催した2013年度栃木県南広域的水道整備事業検討部会(第2回)の資料「県南広域的水道整備事業経費試算」には、野木町の使用予定水量が記載されておらず、事实上撤退が認められたものと思われ、野木町は保有水源を栃木県の水道用水供給事業に供出しない。栃木県の需要推計はやり直しが必要だ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</li> <li>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、栃木県に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。栃木県においては「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書(平成25年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</li> <li>・この結果、栃木県の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、現在水道事業の認可に向けて栃木県と関係市町とで協議・調整を行っていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</li> <li>・また、栃木県が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、地下水から表流水への水源転換を含めて、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。</li> </ul>
	22	<p><b>地下水取水の表流水取水への転換計画について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表流水は十分な地下水が確保できない地区でやむを得ず利用するものではないか。地下水を一部でも表流水に転換すれば、水道水はマズくなり水道料金は上がることになる。関係市民の意向も聞かずに転換計画を進めるのは問題があるのではないか。</li> <li>・地下水は水質がよくコストも安いため、水道の地下水依存率を下げる必要は全くない。</li> <li>・水質汚染は、表流水の方がリスクが高い。抽象的な可能性のレベルの地下水汚染の危惧は水源転換の理由にならない。</li> <li>・栃木県南地域に水道水を供給することになっているが、水道供給計画が存在せず、思川から取水して市町村の水道配水池まで送水する施設の建設には巨額の費用がかかる。使うあてのない水源を抱え、その建設維持費用を栃木県民に追わせるのは止めてほしい。</li> <li>・住民にダム建設費用、それに伴う水道料金の値上げを具体的に示すべき。</li> <li>・利水参画者は政策として表流水への水源転換を進め、異常渇水時の補給も大切な機能である。熊本地震での地下水被害を考えても一部の表流水への転換も重要である。</li> <li>・栃木県南地域の水はおいしく、今後河川水を導入すると、①おいしい水になる、②多額の費用がかかる、③無駄な投資となり県民に負担を押しつけることになる、等の問題があるため、他の改善予算に振り向けるべき。</li> <li>・検証報告書(素案)の4-63の記述は、異常気象による渇水リスクに備えるために水源転換を図るという意味であるが、経験則違反又は事実誤認である。依存率100%を40%に下げれば、なぜ「将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保する」ことができるのかを検証すべき。栃木県は地盤沈下を防止するために水源転換をするのではなくと裁判で証言していることから、栃木県の水源転換方針は破綻している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」によると、栃木県南地域は、地下水取水による地盤沈下が起こりやすく、昭和60年代以降地盤沈下が継続して観測されており、平成9年以降は年間2cm以上の地盤沈下が観測されることは少なくなったが、現在も年間2cm未満の地盤沈下は依然として継続していると報告しております。</li> <li>・また、同報告書によると、栃木県内ではこれまで毎年のように地下水の汚染が新たに確認されており、思川地域は地域面積の割には多い状況にあると報告されております。</li> <li>・これら地盤沈下や地下水汚染等の地下水障害が進行すると、地下水のみによって必要な水道用水が確保できない場合が生じるおそれがあることから、栃木県では、将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するために地下水から表流水への一部転換を促進することを基本方針としていると聞いております。</li> <li>・なお、地下水障害の例としては、上記のほか地下水位の低下や地震時における濁り等が考えられます。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	23	<b>地盤沈下について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水が減少するという科学的根拠ではなく、栃木県南地区の地盤沈下は15年前から沈静化しており、水道水源井戸は水質的に全く問題ないため、今後も地下水を有効に活用していくべきである。</li> <li>栃木県南部の地盤沈下は地層収縮量や地下水位で見ても沈静化、地震で沈下する場合もあれば、地層が自然に収縮する場合も考えられる。「栃木県環境白書」も水道水源の転換を地盤沈下防止対策としていない。地盤沈下の原因は農業用水で、地盤沈下の原因としてほとんど寄与しない水道用水を転換してもほとんど効果はない。水資源機構は、「栃木県南部地域では、水道水源の配給量ベースの約7割が地下水に依存しており、これが地盤沈下進行の一因と考えられます。」としているが、地盤沈下への認識は誤りだ。栃木県は水道水源のみを転換することによって地盤沈下を防止しようとしているので、水道水源としての地下水取水が地盤沈下にどの程度寄与しているのかを明らかにさせて検証すべき。</li> </ul>	<p>・「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」によると、栃木県南地域は、地下水取水による地盤沈下が起こりやすく、昭和60年代以降地盤沈下が継続して観測されており、平成9年以降は年間2cm以上の地盤沈下が観測されることは少なくなりましたが、現在も年間2cm未満の地盤沈下は依然として継続していると報告されております。</p> <p>・これら地盤沈下や地下水汚染等の地下水障害が進行すると、地下水のみによって必要な水道用水が確保できない場合が生じるおそれがあることから、栃木県では、将来にわたり安全な水道用水の安定供給を確保するために地下水から表流水への一部転換を促進することを基本方針としていると聞いております。</p>
	24	<b>鹿沼市の水需要予測について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度には計画給水人口86,000人、計画一日最大給水量37,800m<sup>3</sup>/日と推計はあるが、平成27年度の1日最大給水量は27,772m<sup>3</sup>/日であり、推計が36%も過大だった。これまで給水人口は増加傾向にあるが、平成21年度の82,791人をピークに減少、鹿沼市の推計は増加する推計となっており、現実を無視した架空の推計である。1日最大給水量は今後も減少していくから、思川開発事業の参画量17,280m<sup>3</sup>/日は不要である。給水区域内人口が水道施設設計指針に沿って算定されていない。生活用水原単位の推計、業務・営業用水有収水量の推計は過大だ。当面使う予定がないと市長が明言しているダムを建設することは、事業に緊急性がないということ。いつ使うか分からぬ施設のための巨額の投資は、地方公営企業法第3条の経済性を発揮するという原則に違反する。鹿沼市が参画を検証すべき。上水道における地下水適正利用量の調査方法が通常の方法とかなり異なる。2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。</li> </ul>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、鹿沼市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。鹿沼市においては「鹿沼市水道事業変更認可申請書(第5次拡張変更)(平成20年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</p> <p>・この結果、鹿沼市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</p> <p>・また、鹿沼市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。</p> <p>・平成23年2月に要請した思川開発事業の利水代替案の検討に対する回答として、鹿沼市からは、「地下水代替案は代替案とはなりませんでした」との回答がありました。</p> <p>・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを見ると参考として記載したものです。</p>
	25	<b>鹿沼市の地下水について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿沼市の上水道では冬季に井戸枯れを起こしておらず減圧給水を実施したのは2000年度ころまでであり、市民への被害は全くなかった。鹿沼市の給水制限を被害であるかのように記述して水不足をあおることは不恰当であり、長年にわたって21,600m<sup>3</sup>/日を超えて取水してきたが井戸に障害は起こっていない。</li> </ul>	<p>・冬季の渇水による地下水の取水障害については、平成12年度以前には冬季の井戸枯れにより給水制限が度々実施されており、平成22年度、23年度には井戸枯れが生じた浄水場の配水区域に他の浄水場から緊急的に配水する等、安定した水道水の供給の面で問題が生じていることを鹿沼市から聞いております。</p> <p>・ご意見を踏まえて井戸による地下水取水に係る記述を報告書へ追記いたします。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	26	<b>鹿沼市地下水調査の委託について</b>  ・地下水調査の委託料は、4,620万円であり、その原資は水資源機構から出していたとも言われており、元々鹿沼市の水不足を演出するための調査だったと推察される。	・地下水調査は鹿沼市が独自で実施したものであり、その委託料を水資源機構が支出した事実はありません。
	27	<b>小山市の水需要予測について</b>  ・小山市の計画一日最大給水量53,600m <sup>3</sup> /日は、2014年度の実績値が45,641m <sup>3</sup> /日であり減少傾向であることから過大である。2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m <sup>3</sup> /sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。」との上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。  ・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、小山市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。小山市においては「小山市水道ビジョン(平成26年6月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。  ・この結果、小山市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。  ・また、小山市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え将来の必要量を推計していることを確認しております。  ・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを見ると、供給可能量は計画一日最大取水量よりも多くあります。
	28	<b>小山市水道の安定供給について</b>  ・地下水だけでなくダムによる水道水の確保と合わせ安定した水源を確保することは、小山市ひいては間々田地区の今後の発展に欠かせないものだと思います。	・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	29	古河市の暫定水利権について  ・古河市の暫定水利権は1979年から37年間にわたり使い続けており、安定した取水実績もあることから、国土交通省は安定水利権として認めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理者は、河川の流況等に照らし、河川の適正な利用等に支障を与えることがなく、水源が安定的に確保され取水が行えるものであること等の審査を経て、水利権許可の判断を行っております。</li> <li>・ただし、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合には、水源が安定的に確保されていなくても、例えば、豊水のみの取水、必要な水源確保のための措置を講じること等、必要な条件の下に暫定的に水利権を許可するものを暫定水利権と呼称しております。</li> <li>・このように、暫定水利権は、豊水条件等のもと、毎年度審査を行った上で許可がなされているものであり、水源確保の措置がない限り解消できるものではありません。</li> </ul>
	30	古河市の水需要予測について  ・古河市の人口推計は水道施設設計指針に沿っていない。2/20渇水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</li> <li>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、古河市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。古河市においては「古河市水道事業 水需給計画(平成21年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</li> <li>・この結果、古河市の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</li> <li>・また、古河市が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え将来の必要量を推計していることを確認しております。</li> <li>・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを見ると、計画一日最大取水量は、渇水時における流況を基にした水量よりも多く算出されています。</li> </ul>
	31	五霞町の水需要予測について  ・五霞町の水需要予測は過大である。  ・五霞町の水源不足は人口減少で解決する。多少の不足は受水量の増加や未利用水の活用で対応できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</li> <li>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、五霞町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。五霞町においては「五霞町の水需給計画について(平成23年2月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</li> <li>・この結果、五霞町の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</li> <li>・また、五霞町が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	32	埼玉県の水需要予測について  ・埼玉県の水需要予測は過大、計画負荷率が低すぎる。埼玉県が保有水源を過小評価していることが検証の対象となっていないのは不當だ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</li> <li>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、埼玉県に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。埼玉県においては「水需要調査報告書(平成19年3月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</li> <li>・この結果、埼玉県の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</li> <li>・また、埼玉県が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、地下水から表流水への水源転換を含めて、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。</li> </ul>
	33	埼玉県の地盤沈下について  ・埼玉県内の地盤沈下は沈静化しており、「地盤沈下が発生している」と現在形で書かれていることに問題がある。検討主体が埼玉県内の地盤沈下が継続しているために思川開発事業が必要だと考えるのであれば、「もはや水源転換が必要でない地盤沈下」とはどのような状況に至った地盤沈下なのかを示すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県においては、かつては地下水の過剰な汲み上げにより地盤沈下が発生したため、地下水汲み上げ量の規制や地下水から表流水への水源転換が図られて地盤沈下は沈静化しているものの、県営水道における許可水利権の約30%は河川水が豊富な時にのみ取水できる暫定豊水水利権であり、水源の安定性が低いことから早期の安定化が望まれております。</li> <li>・ご意見を踏まえて地盤沈下に係る記述を報告書へ追記いたします。</li> </ul>
	34	北千葉広域水道企業団の水需要予測について  ・需要推計は過大であり推計のやり直しを求めるべきだ。2/20渴水時に水源が不足するなら、欠陥のある計画であり、是認すべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m<sup>3</sup>/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</li> <li>・本検証の検討主体である関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構は、北千葉広域水道企業団に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。北千葉広域水道企業団においては「ハッ場ダム建設事業に係る水需要予測(平成22年11月)」が最新の計画であり、この資料に基づき、検討主体において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っております。</li> <li>・この結果、北千葉広域水道企業団の必要量は、水道施設設計指針等に沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認しております。</li> <li>・また、北千葉広域水道企業団が水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計していることを確認しております。</li> <li>・供給可能量の評価については、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」を参考に、近年の20年に2番目の規模の渴水時における流況を基にした水量と、計画当時の流況を基にした水量を検討主体として算出し、計画一日最大取水量と比較したものを見ると参考として記載したものです。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.3 新規利水の観点からの検討	35	北千葉地域水道企業団供給区域での地盤沈下について  ・北千葉の地盤沈下に言及するなら、沈静化しているか、水源転換が必要か等について記述すべきだ。	・ご意見を踏まえて地盤沈下に係る記述を報告書へ追記いたします。
	36	利水対策案について  ・ダム検証を進めるなら、草木ダムの利水容量が40年間未利用のままであることについてどう評価するのかという総括から始めるべきであるが、そのような総括がないまま検証を進めることは「予断なき検証」とは言えず不当である。	・新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の検討にあたっては、水利権が付与されていないダム使用権等を他者へ振り替え可能か確認しております。草木ダムについては、足利市、佐野市に確認したところ今後の取水の計画等があることから他者へ振り替えることはできないことを確認しております。
	37	水道事業の便益について  ・水道事業に関する費用対効果についての記載がないのは不当だ。計算はデーターメだ。	・水道事業に関する費用対効果については、報告書(素案)P4-65等に記載しております。  ・水道事業に関する費用対効果については、「水道事業の費用対効果分析マニュアル(平成23年7月:厚生労働省健康局水道課)」に基づき算定を行っております。
4.4 流水の正常な機能の維持の観点からの検討	38	目標流量について  ・「流水の正常な機能の維持」という目的は、水質を考慮すると宣言しながら実際には考慮しておらず、破綻している。利根川・江戸川の慣行水利権等による実際の取水量を正確に把握して維持流量を算定し直すべきだ。	・流水の正常な機能を維持するために必要な流量(正常流量)とは、動植物の保護、景観、流水の清潔の保護等を考慮して定める維持流量、及び流水の占用のために必要な水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量です。  ・正常流量の検討にあたっては、基礎資料として河川流況、河川への流入量・河川からの取水量等を把握した上で検討しております。
4.6 目的別の総合評価	39	洪水調節について  ・洪水調節において最も有利な案は「新規遊水地案」である。とあるが、新たな用地買収が必要であり、又、残土の仮置き地等の問題がある。現在の思川開発事業はほぼ用地取得済み(98%)であるので「ダム案」の方が良いと思う。  ・利根川合流量を整備計画目標流量まで低下させるには思川上流部にダム又は遊水地を造ることが有効である。  ・昨年の関東・東北豪雨による大水害の経験を生かし、治水の整備水準を向上させる事が急務である利根川水系においては、早急に思川開発事業を完成させ、洪水調節機能を発揮させる必要がある。  ・安全・安心な利根川水系とする為、今回検討された代替案について、効果的・効率的事業については、河川整備計画を改定し、事業として位置づけ、実施する必要があるのでないか。  ・南摩ダムの建設に巨額の費用を投じるのを止めて、その予算を転用し思川の氾濫防止のために今直ちに必要とされている河床掘削等の河道整備を推進すべき。  ・治水についても、ダム案はコスト面で新規遊水地案とそれほど差はない。  ・土地所有者との調整等、実現性を考慮すると、新規遊水地案は不利で、ダム案の方が有利であると考えられる。	・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。  ・なお、各対策案が将来にわたって持続可能といえるか、また、地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化等、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか等は、各対策案の「持続性」、「柔軟性」として評価しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。  ・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.6 目的別の総合評価	39	<p>・この報告書の検証は、既往の河川災害等の資料から得られた結果の最適解だと思います。</p> <p>・降雨分布や降雨強度(雨の降り方)が変わってきてるので、降雨予測や情報伝達といったことがこれまで以上に大事になってくる。気象庁との連携も重要である。将来の気候変動により想定外の災害が起こる可能性があるので、その都度、検討して修正を加えていくことも必要と思われる。</p> <p>・事業の進捗状況を考えると速やかに進めることができると考えるが、ダムの構築に一方的に頼るべきではない。流域全体の環境、河道整備等、総合的に進めていかなければならないと思う。地球温暖化や気候変動が現実化し始めている今日、樹木の伐採や土砂掘削等の維持管理面を含めきちんと河道の健全化を図っていくことが重要である。</p> <p>・今後、想定以上の降水が生じる可能性もあり、ダム等の少数の施設に頼らず、これら多様なベネフィットが期待できる治水手法を組み合わせることは有効である。</p> <p>・事業計画をさらなる長期の期間で考えていくうえでは、その情勢の変化等に柔軟に対応できるような仕組みや、予算措置の方法等を今後は検討していくことが求められる。</p>	
	40	<p><b>新規利水について</b></p> <p>・栃木県南部地域での地盤沈下を抑制するには原因である地下水の汲み上げを止めて河川から安定して取水できる「ダム案」は最良と思う。</p> <p>・渴水時において、利水等の観点からもダム案以外では水の供給という対応は厳しい。</p> <p>・各利水者の取水地点上流の一利水施設により利水開発することが最も合理的であり、現ダム案が最も優れていることは明らかである。</p>	<p>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>・検証の結論に沿っていざれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.6 目的別の総合評価	41	<p><b>流水の正常な機能の維持について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の正常な機能の維持に必要な流量を安定して確保できる「ダム案」は最良と思う。</li> <li>・流水の正常な機能の維持を思川で縦断的に満足させるためには、その上流に流量調節が可能な施設を造ることが合理的であり、他流域や思川下流河川での対応は所詮無理であり、新規利水を確保するための対策と一緒になければならないことからも、現ダム案が最も優れていることは明らかである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>
	42	<p><b>異常渇水時の緊急水の補給について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異常渇水時に緊急水を安定して補給出来る「ダム案」は最良と思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>
4.7 検証対象ダムの総合的な評価	43	<p><b>総合的な評価について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの目的を一つの施設で対応でき、最も合理的かつ経済的な手法は現ダム案以外にないと考える。</li> <li>・検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「ダム案」である。となるが、最も有利であると思う。一人の県民として、思川開発事業の早期完成により、洪水の無い、又、新規利水等の安定供給による生活の安定を望む。</li> <li>・思川開発事業の是非の検証結果について、「ダム案」が最も有利との評価が出された事に安堵している。</li> <li>・総合的にはダム案が妥当であると考えられる。</li> <li>・費用と便益を考慮すると、ダム案が最も優位性が高いことは明らかである。</li> <li>・利水面では、ダム案の方が有利。</li> <li>・治水面も、計画規模を上回る洪水への治水効果等からダム案が有利。</li> <li>・治水、利水ともに代替案は考えにくく、ダム案が最適と考えられる。</li> <li>・用地の取得がほとんど終わっている状況であり、ダム案が最適だと思う。</li> <li>・ダム事業の検証手順に則り、詳細に代替案の比較検討が行われており、総合的に評価されたダム案で進めることについて異論はない。</li> <li>・事業検証については、複数の対策案も含め網羅的に検討されていると感じる。示されている方策は、「水循環基本法」等により実現を図ることが望まれる。</li> <li>・堤内地における洪水が許容できる場所の確保等、都市計画・農村計画と組み合わせた議論が必要。利水についても、大幅な人口減少が予想される30年、50年後まで考え、ダムのような大型の構造物に頼る方法が合理的かどうか、検討することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.7 検証対象ダム の総合的な評 価	44	<p><b>思川開発事業への賛否について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性がまったくなく、市民に高額の費用負担を強制し、かけがえのない自然環境を喪失させる思川開発事業は直ちに中止すべきである。</li> <li>・維持・管理にお金がかかる必要のないダムは絶対につくらないで欲しい。</li> <li>・思川開発の四目的、洪水調節、新規利水の開発、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急補給は、いずれも必要性、緊急性がないものであり、思川開発事業を中止しても何も困ることはない。</li> <li>・治水にも利水にもメリットがない事業はお金のムダ。</li> <li>・こんな所に税金を使うより、もっといかされる所にお金を使うべき。</li> <li>・栃木県民に負担を強いようとする不要な思川開発は中止されなければならない。</li> <li>・他の川から水をひいてこなければならぬダムとは一体何なのか。そのようなダムを作る必要はない。</li> <li>・栃木市はもっと別の方向にお金を使うべきではないですか。私たちの税金でムダなダムをつくることは絶対許さない。</li> <li>・定められた手順に則り、的確に実施されている。事業継続に賛成です。利根川水系の治水・利水・環境の厳しい状況を改善する為、早急に思川開発事業を完成させる必要がある。</li> <li>・欲しいと言っていない人に無理やり貰わすような不要な水源開発は、国民や地域住民にとって、負でしかない。こんなやり方は認められない。</li> <li>・必要性がまったくなく、県民・市民に高額負担を強制し、さらにかけがえのない自然環境を破壊する「思川事業開発」は即時に中止すべき。</li> <li>・ダムによって河川の流水の正常な機能を増進すること等、流水の占用や舟運を除きできないというのが河川法の趣旨だと解される。渇水時にも確保すべき最低限の流量を人為的に定めるならば、そのためにダムが必要ということになるであろうが、それが河川法の趣旨とは思えない。</li> <li>・治水安全向上のため、事業の早期完成を望みます。「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の推進と、同要綱でうたわれている思川開発事業の完成による表流水利用への転換を早期に実施することを望みます。</li> <li>・思川の最下流で生活している住民として、上流にダムができると水の調節ができるとの思いで、早期の南摩ダムの完成を願っております。</li> <li>・検証の内容については理解した。事業を進めることに賛成である。</li> </ul>	<p>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>・検証の結論に沿っていざれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。</p>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4.7 検証対象ダム の総合的な評 価	45	<p><b>新たな提案について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治水対策案として、東大芦川ダムの再開を追加すべき。 (東大芦川ダムの方が新規遊水地案よりも低額になる可能性があると思われます。)</li> <li>東大芦川ダム+南摩ダム案を検討することを提案します。 ○東大芦川ダムの再開 洪水調節(大芦川、思川、利根川) 流水の正常な機能の維持(大芦川、思川) 新規利水(鹿沼市0.2m<sup>3</sup>/s) ○南摩川ダムの規模縮小 洪水調節(南摩川、思川、利根川)……現計画 流水の正常な機能の維持(南摩川)……貯水容量を減らす。 渴水対策容量……全廃 新規利水……鹿沼市分の貯水容量を減らす。 堆砂容量……600,000m<sup>3</sup>に減らす。 黒川導水路……全廃 大芦川導水路……導水だけ 南摩機場および送水路……全廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考え方に基づき、洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渴水時の緊急水の補給を含む)については、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、新規利水については、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</li> <li>ご提案頂いた「東大芦川ダム」については、検証手法に則り治水代替案として、東大芦川に目標と同程度の機能を有する洪水調節専用のダムを建設する方策を検討し、報告書(素案)でお示した対策案と比較して、コスト面で不利であることを確認しております。</li> <li>また、平成15年に栃木県が中止を決定したダムを対策案に掲げることは実現性も困難なことが考えられます。</li> <li>ご提案いただいた「東大芦川ダム+南摩ダム案」については、黒川の流水の正常な機能の維持の確保ができず、また異常渴水時の緊急水の補給ができないため、同程度の目標を達成するための対策案を立案する観点から、本検証として提案の採用は困難となります。</li> <li>このため、同程度の目標を達成するための対策案として、治水目的については、治水代替案として検討した東大芦川に建設する洪水調節専用ダム案を、新規利水、流水の正常な機能の維持及び異常渴水時の緊急水の補給目的については、それぞれの目的別評価でコストが最も安価であった南摩ダム案として、これらの組み合わせ案「東大芦川に建設する洪水調節専用ダム+南摩ダム案」を検討し、コスト面で不利であることを確認しております。</li> </ul>
5.1 洪水調節に關 する便益の檢 討	46	<p><b>洪水調節の氾濫ブロック設定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>思川の流量は利根川に影響を与えないから、洪水調節に関する便益の検討で氾濫ブロックを利根川流域に設定しているのは誤りである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>思川開発事業に係る費用対効果分析において、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。</li> <li>なお、本検証に係る便益の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。</li> </ul>
	47	<p><b>洪水調節施設に関する便益算定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムの治水効果は、利根川に及ばないので、及ぶことを前提とした洪水調節に関する費用対効果の計算は誤りである。「思川開発事業の年平均被害軽減期待額は、約3,117百万円」の根拠が不明だ。南摩ダムの利根川本川への治水効果はゼロであるから、思川のみの洪水調節だけの費用対効果は0.39となる。思川開発事業の年平均被害軽減期待額約31億円は不正確だ。南摩ダムの洪水調節に係る便益は、467億円(2007年)⇒1,230億円(2011年)⇒1,401億円(2015年)⇒470億円(2016年)と変遷した。便益の額が3倍もの幅でめまぐるしく揺れ動くということは、計算がデタラメであることの証拠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南摩ダムは、ダム建設地点における計画高水流量130m<sup>3</sup>/sのうち125m<sup>3</sup>/sの洪水調節をすることによって、南摩川から思川への洪水の合流量を減少させる治水上の機能を直接的に有するとともに、思川を經由し渡良瀬遊水地へ流入する洪水流量を低減させる効果を有しております。</li> <li>渡良瀬遊水地に流入する思川等では、南摩ダム等の洪水調節施設により洪水流量を計画高水流量以下に低減する計画としております。また、渡良瀬遊水地の洪水調節機能により、渡良瀬川から利根川への合流量が、利根川本川の計画高水流量に影響を与えない計画としております。</li> <li>すなわち、ダム等の洪水調節施設と渡良瀬遊水地により利根川への合流量を洪水調節するものであり、南摩ダムはその一翼を担う洪水調節施設となっております。</li> <li>思川開発事業に係る費用対効果分析において、洪水調節については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。</li> <li>平成19年度及び平成23年度は、各評価時点の洪水調節施設や河道等の整備状況を基に、便益算定を行っておりました。今回の算定にあたっては、南摩ダムが完成したと仮定した時点での洪水調節施設や河道等の整備状況を想定し、便益算定を行っております。従って、計算の前提条件が異なっております。また、平成23年度の算定からは、異なる洪水波形による洪水調節効果の変化を考慮し、その便益を平均して用いる方法を採用しております。なお、平成27年度はダム検証中であり、改めて氾濫計算は行わず、平成23年度の結果をデフレータにより換算して算出した便益となっております。</li> <li>なお、本検証に係る便益の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
5.2 流水の正常な機能の維持に関する便益の検討	48	<p><b>流水の正常な機能の維持に関する便益について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定方法(代替法)と結果だけしか示されていないが、総便益の約80%を占める当該便益の算定方法(代替法とはどのような方法か)および算定過程ができるだけ詳しく示すべき。</li> <li>・計算過程が示されていないので、適正かどうか評価できない。計算過程を明らかにすべきである。代替法による場合は、費用対効果が必ず1を上回るのであり、不当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流水の正常な機能の維持のための容量の便益算定については、「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について(平成17年11月30日 河川局事務連絡)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。</li> <li>・代替法とは、評価対象とする事業と同様な便益をもたらす他の市場財で代替する場合に必要な費用で当該事業のもたらす便益を計測する手法となっております。</li> <li>・なお、本検証に係る便益の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。</li> </ul>
5.3 思川開発事業の費用対効果分析	49	<p><b>便益算定における維持費の算定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費(年間約2億円)が安い感じがします。適切に算定しているか(特にポンプ送水費用)示してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業の年間維持管理費は約10億円(うち、ポンプ送水費用は、維持管理費と燃料代等で約3億円)としております。</li> <li>・なお、維持管理費約104億円は、完成後50年間の維持管理費(新規利水分を除く)を現在価値化したものです。</li> </ul>
	50	<p><b>その他の便益算定について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性を害することをコストに算入しないことは不當だ。</li> <li>・今後、環境をコストで評価していく手法の検討を進めることも今後の課題。現時点においては、適用は現実的ではない。取り扱いには十分に注意しながら、評価手法も含めて検討を進めて行く必要がある。</li> <li>・開発事業のB/C評価では、生態系への負荷がコストに組み込まれていない。素案で評価されたB/Cを絶対視せず、生態系への負荷の最小化や代償措置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。(略)7)環境への影響(略)口)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」と規定しております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしております。</li> <li>・なお、費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき実施しておりますが、同マニュアル(案)において、「治水施設の整備によって得られる便益およびその施設整備に要する費用について、過不足なく計上することは現実的には極めて困難(略)」とされており、思川開発事業においては、ダム建設が及ぼす影響を回避するための対策に要する費用を総事業費や維持管理費に含めて算出を行っております。</li> <li>・検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、環境への影響を軽減できるよう努めてまいります。</li> </ul>
	51	<p><b>ダム案の費用対効果について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に評価すれば費用対効果は1に達しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業に係る費用対効果分析については、「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」及び、「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について(平成17年11月30日 河川局事務連絡)」に基づき、最新データを用いて算定を行っております。</li> <li>・費用対効果の算定根拠については、「思川開発事業の費用便益比算定資料」を別途お示しいたします。</li> </ul>
ダム検証の制度	52	<p><b>ダム検証の制度について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の検証は、ダムの残事業費と代替案の全事業費との比較を行うものである。思川開発が圧倒的に有利になる枠組みでの比較であるから、自動的に思川開発が最良案として選択されるようになっている。</li> <li>・ダム検証は「予断なき検証」である以上、期限を切るのは不當である。思川開発事業の根拠法である水資源開発促進法を適用することの適法性を検証すべきだ。</li> <li>・整備計画レベルで最適化するという考えには違和感がある。将来を見据えた施設を一気に造るという考えもあるのではないか。</li> <li>・検証の主体は、第三者的な立場の機関とすべきである。思川開発事業においては、「検討主体」や「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成員が全員推進派であり、中止の結論が出るはずがない茶番の検証体制である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の思川開発事業の検証は、検討の手順や手法、目標レベル等を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、期限を設けず、予断を持たずに検討を行っております。</li> <li>・同細目において、「検討主体」は、水機構ダムについては独立行政法人水資源機構及び地方整備局と規定され、また、検証に係る検討に当たっては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置することとされております。</li> <li>・なお、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開する等情報公開を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く意見を募集しています。また、学識経験を有する者及び関係住民からご意見をいただくとともに、今後、関係地方公共団体の長及び関係利水者からご意見をいただくこととしております。</li> </ul>

章	整理番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
報告書(素案) の内容以外に 関するご意見	53	その他のご意見について(1) ・霞ヶ浦導水は有害無益な事業である。	・いただいたご意見は、検討主体としてコメントする立場にありませんが、今後必要に応じて参考とさせていただきます。 ・なお、ハツ場ダム及び霞ヶ浦導水については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、現計画が最も有利な案とされ、それぞれ、平成23年11月29日、平成26年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がなされております。
	54	その他のご意見について(2) ・ハツ場ダムは有害無益なダムである。	
	55	その他のご意見について(3) ・細川内ダムに係る暫定水利権が継続していることを説明せよ。	
	56	その他のご意見について(4) ・東京都に来る水道水の水質が悪いことにもっと地方で取り組んでほしい。家庭や事業所の排出する水質を良くしていただき、美しい水質と地形の過去の川を取り戻し景観的にも重要な施設と指定する等し、観光資源にしてほしい。そのほうが地域経済の先の長い安定に繋がるはず。	
	57	その他のご意見について(5) ・ダムつくるために理屈を創作するより、実績に向き合い真面目に政治を行うべきだろう。これから的人口は坂を転げ落ちるように激減する。担税者が減れば税収もガタ落ちになる。その上1000兆円をこえる借金を抱えている。官僚は自らの持ち場から50年、100年先を考えて政策転換を図らねばこの国は滅びる。	
	58	その他のご意見について(6) ・ハツ場ダム;霞ヶ浦導水事業;スーパー堤防;リニア新幹線;石木ダムその他のムダなダムにこれ以上大切な国民のお金をムダに投入することは止めるべきではありませんか。	
	59	その他のご意見について(7) ・官僚から水資源機構への天下りの構造がある限り、予断があると思われても仕方がない。	
	60	その他のご意見について(8) ・栃木市長がもっと市民一人一人と顔を合わせ話し合いをする時間を作っていれば市民の感情や思いからかけ離れたこのダムを作る、なんて気持ちは持てない筈。 ・栃木市長は、市民の税金を大切に必要なところに使うべき。	